都内の中小規模事業所における地球温暖化対策推進のための導入推奨機器指定要綱（新旧対照表）

<table>
<tr><th>改　正　案</th><th>現　行</th></tr>
<tr><td>（制定）平成21年３月10日付20環都計第529号
（改正）平成22年３月２日付21環都計第609号
（改正）平成22年５月14日付22環都計第95号

（目的）
第１　（現行のとおり）

（対象機器及び指定基準の設定）
第２　（現行のとおり）
(1)から(3)まで　（現行のとおり）
(4)　再生可能エネルギー設備
ア　対象機器
(ア)　（現行のとおり）
(イ)　太陽熱利用システム（強制循環式ソーラーシステムで、液体集熱式のものに限る。）

イ　指定基準
(ア)　（現行のとおり）
(イ)　強制循環式ソーラーシステムで、液体集熱式のものを構成する太陽集熱器が、工業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 19 条第１項若しくは第２項又は第 23 条第１項若しくは第２項に定める認証を受けたものであること。

第３から第 11 まで　（現行のとおり）

附　則（平成 21 年３月 10 日付 20 環都計第 529 号）
この要綱は、平成 21 年４月１日から施行する。
附　則（平成 22 年３月２日付 21 環都計第 609 号）
この要綱は、平成 22 年４月１日から施行する。</td><td>（制定）平成21年３月10日付20環都計第529号
（改正）平成22年３月２日付21環都計第609号

（目的）
第１　（略）

（対象機器及び指定基準の設定）
第２　（略）
(1)から(3)まで　（略）
(4)　再生可能エネルギー設備
ア　対象機器
（略）

イ　指定基準
（略）

第３から第 11 まで　（略）

附　則（平成 21 年３月 10 日付 20 環都計第 529 号）
この要綱は、平成 21 年４月１日から施行する。
附　則（平成 22 年３月２日付 21 環都計第 609 号）
この要綱は、平成 22 年４月１日から施行する。</td></tr>
</table>

都内の中小規模事業所における地球温暖化対策推進のための導入推奨機器指定要綱（新旧対照表）

附　則（平成22年5月14日付22環都計第95号）

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。ただし、別表３の改正規定（ガスヒートポンプ式冷暖房機及び小型ボイラー類の項の改正規定に限る。）については、平成22年5月14日から施行する。

別表１及び別表２　（現行のとおり）

別表３　指定の申請に必要な添付書類

対象機器	添付書類
すべての対象機器	（現行のとおり） （現行のとおり）
エアコンディショナー及び蛍光灯照明器具	（現行のとおり）
ガスヒートポンプ式冷暖房機及び小型ボイラー類	小規模燃焼機器認定要綱第６条第２項の規定により認定されたことを証する書類の写し並びに対象機器の種類、型式及びその能力等を説明する書類（性能試験の結果等の書類、取扱説明書又はカタログ等の写し）
太陽光発電システム	（現行のとおり）
太陽熱利用システム	太陽集熱器について、工業標準化法第19条第1項若しくは第2項又は第23条第1項若しくは第2項に定める認証を受けたことを証する書類（形式番号を確認できる書類を含む。）の写し

別記第１号様式から第５号様式まで　（現行のとおり）

別表１及び別表２　（略）

別表３　指定の申請に必要な添付書類

対象機器	添付書類
すべての対象機器	（略） （略）
エアコンディショナー及び蛍光灯照明器具	（略）
ガスヒートポンプ式冷暖房機及び小型ボイラー類	小規模燃焼機器認定要綱第６条第２項の規定により認定されたことを証する書類の写し
太陽光発電システム	（略）

別記第１号様式から第５号様式まで　（略）